

執行費用を不法行為に基づく損害として賠償請求することの可否

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和 2 年 4 月 7 日

【事 件 番 号】 平成 31 年（受）第 606 号

【事 件 名】 不法行為による損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 一部破棄自判・一部上告棄却

【参 照 法 令】 民事執行法 42 条 1 項、民事訴訟費用等に関する法律 2 条

【掲 載 誌】 裁時 1745 号 14 頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25570868

日本大学准教授 吉田純平

事実の概要

X（被被告人）は、Y（上告人）に対してある建物の一部（以下、「本件建物部分」という。）について明渡しを命ずる仮執行宣言付判決に基づく強制執行をなし、その際、民事執行法 42 条 1 項に規定する強制執行の費用で必要なものに当たる合計 161 万円余（以下、「本件執行費用」という。）を支出した。X は、本件執行費用について、Y による本件建物部分の占有に係る共同不法行為による損害であると主張して、Y に対して、不法行為に基づき上記 161 万円余及びこの請求に係る弁護士費用相当額 16 万円余並びにこれに対する遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起した。

原審は、X の請求を認容したところ、Y が上告受理申立てをした。

判決の要旨

一部破棄自判・一部上告棄却。

「民事執行法は、強制執行の費用で必要なものを債務者の負担とする旨を定め（42 条 1 項）、このうち同条 2 項の規定により執行手続において同時に取り立てられたもの以外の費用については、その額を定める執行裁判所の裁判所書記官の処分（以下「費用額確定処分」という。）を経て、強制執行により取り立て得ることとしている（同条 4 項ないし 8 項、22 条 4 号の 2）。また、同法

42 条 1 項にいう強制執行の費用の範囲は、民事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」という。）2 条各号においてその費目を掲げるものとされ、その額は、同条各号に定めるところによるとされている。

このように、費用法 2 条が法令の規定により民事執行手続を含む民事訴訟等の手続の当事者等が負担すべき当該手続の費用の費目及び額を法定しているのは、当該手続に一般的に必要と考えられるものを定型的、画一的に定めることにより、当該手続の当事者等に予測できない負担が生ずること等を防ぐとともに、当該費用の額を容易に確定することを可能とし、民事執行法等が費用額確定処分等により当該費用を簡易迅速に取り立て得るものとしていることとあいまって、適正な司法制度の維持と公平かつ円滑なその利用という公益目的を達成する趣旨に出たものと解される。そうすると、強制執行においてその申立てをした債権者が当該強制執行に要した費用のうち費用法 2 条各号に掲げられた費目のものについては、民事執行法 42 条 2 項により債務者から執行手続において取り立てるほかは専ら費用額確定処分を経て取り立てることが予定されているというべきであって、これを当該強制執行における債務者に対する不法行為に基づく損害賠償請求において損害として主張し得るとすることは上記趣旨を損なうこととなる。

したがって、強制執行の申立てをした債権者が、

当該強制執行における債務者に対する不法行為に基づく損害賠償請求において、当該強制執行に要した費用のうち費用法2条各号に掲げられた費目のものを損害として主張することは許されないと解するのが相当である。」

なお、宇賀克也裁判官の補足意見がある。

「民事執行法42条4項以下に定める執行費用額確定手続は、裁判所書記官が費用法2条各号所定の費用の額のみを計算して債務名義とするものであり、訴訟手続と比較して簡易迅速であり、かつ申立手数料も不要とされている。

しかし、一般に、簡易迅速な特別手続が法定されている場合、それが専ら私人の便宜のみを念頭に置いたものであれば、当該特別手続を利用するか、通常の手続を利用するかを私人の選択に委ねることを否定することはできないと思われる。たとえば、登録免許税法31条2項は、登録免許税の過誤納があるとき、その旨を登記機関に申し出て、当該過大に納付した登録免許税の額を登記機関が所轄税務署長に通知すべき旨を登記等を受けた者が請求することを認めている。最高裁平成13年（行ヒ）第25号同17年4月14日第一小法廷判決・民集59巻3号491頁は、これと同趣旨の規定である平成14年法律第152号による改正前の登録免許税法31条2項について、登記等を受ける者が職権で行われる上記の通知の手続を利用して簡易迅速に過誤納金の還付を受けることができるようにしたものであり、登録免許税の還付を請求するのは専ら同項所定の手続によらなければならないこととする手続の排他性を定めるものということとはできないと判示している。

したがって、簡易迅速な特別手続の排他性を認めるためには、当該手続が単にその手続の利用者の便宜を図るにとどまらず、当該手続の利用に公益性を認めて、当該手続を排他的なものとする趣旨であるかを検討する必要がある。

費用法2条は、民事執行法42条4項以下に定める執行費用額確定手続、民事訴訟法71条が定める訴訟費用額確定手続等とあいまって、償還請求が可能な費用を当該訴訟等の手続により生じた一切の費用とせず、一般にそれらの手続において必要とされる類型の行為に要した費用を公平に当事者双方に負担させることにより、当事者が訴訟

制度等を躊躇なく利用し、適正な立証活動等を可能にすることを意図したものといえる。したがって、それは、裁判を受ける権利を実効的なものとするという意味において、司法制度の基盤の一環をなすものといえ、公益性を認めることができ、手続の排他性を認めることが正当化されと考えられる。」

判例の解説

一 問題の所在

民事執行において、執行費用については、債務者の負担とされる（民執42条1項）。ここで債務者の負担とされる費用は、「強制執行の費用で」「必要なもの」とであるとされるが、その内容は、民事訴訟費用等に関する法律の適用があるとされ、同法第2条に列挙されたものに限られる（形式的費用）。そして、債権者が支出した（形式的）執行費用について、債権者が、その負担者である債務者から回収するためには、同執行費用について債務名義を得た上で、強制執行の方法によるのが原則であるが、民事執行法は、金銭執行の場合には債務名義を要しないで同時に取り立てることができるとした（民執42条2項）。さらに、同時取立てがされなかった費用の額については、申立てにより、執行裁判所の裁判所書記官が定めた上で（費用額確定処分・民執42条4項ないし8項）、強制執行により取り立てられる。

本件は、明渡執行について生じた執行費用を、建物の占有に係る不法行為に基づく損害に含めて賠償請求をしたものであり、同時取立てがなされなかった、または同時取立ての対象とならない執行費用について、費用額確定手続を経るのではなく、別途訴えにより請求することができるかが問題となる。

二 裁判例・学説

本件は、執行費用に関する問題であるが、訴訟費用についても同様の問題が生じるので、本稿では訴訟費用を別途請求することができるかという問題とまとめて整理する。

訴訟費用・執行費用の別途請求を認める裁判例としては、東京地判昭48・5・11（判時724号61頁）、

東京高判平 6・2・28 (判タ 873 号 198 頁)、東京高判平 12・10・25 (判タ 1113 号 144 頁) がある。これらの事件は、本件と同じく、不法行為に基づく損害賠償請求において訴訟費用等が請求されたものであり、その根拠として、①民訴費用法は、訴訟費用の支払いが不法行為を原因として発生した損害となる場合まで、訴訟による回復を禁じる趣旨とは解されないこと、②一般に訴訟によって請求することが費用額確定の方法よりも簡便であるとは必ずしもいえないこと、③訴訟において勝訴すれば、請求権が不法行為に基づく損害賠償請求権であることが既判力をもって確定され、他の債権による相殺が許されなくなることに原告の利益があること、④不法行為に基づく損害は、当該不法行為と相当因果関係を有する限り請求をすることができるのであって、賠償額が民訴費用法に定める定型的定額基準に限定されるわけではないことなどが挙げられる。

訴訟費用・執行費用の別途請求を認めない裁判例としては、福岡高判昭 27・3・24 (下民集 3 巻 3 号 406 頁)、大阪地判昭 41・11・14 (訟月 13 巻 2 号 176 頁)、東京高判昭 48・7・19 (金法 713 号 42 頁)、東京高判昭 54・4・18 (判タ 389 号 96 頁) がある。これらの根拠として、①費用償還請求権は、私法上の権利ではなく訴訟上の権利であり、不法行為請求権に含まれないこと、②訴訟費用及び執行費用の取立てのために簡易便宜な方法を認められているのは、債権者の利益をはかるとともに、訴訟経済上の要請に基づくものであることが挙げられる。

学説では、別途請求を肯定する説 (肯定説) は、訴訟費用の手続とは別個に、訴訟によって生じた費用の賠償請求権は本質的に私法上の損害賠償請求権であり、訴訟法上の賠償請求権とは別の発生原因に基づくものとして独自に請求することは可能であるとして、ただ重複して取り立てられないだけである、とする¹⁾。他方、別途請求を認めない説 (否定説) は、訴訟経済を理由とするものがある²⁾。

三 執行費用償還請求権の法的性質

本問題について検討するとき、まず、訴訟法上の訴訟費用及び執行費用償還請求権の実体上の損

害賠償請求権との関連が問題となる。すなわち、債権者は、執行のために支出した費用で債務者に請求できるもの (執行費用) については、債務者に対して費用償還請求権を有し、この請求権は訴訟法上の請求権である³⁾。この訴訟法上の請求権は実体法上の費用償還請求権と区別され、本件のような別途請求の可否は、訴訟法上の請求権とは別に、実体法上の請求権を訴求することができるか、という問題といえる⁴⁾。本判決は、これを不可としたものであると解することができる。

ところで、両請求権の範囲は異なる。すなわち、訴訟法上の請求権は民訴費用法 2 条に限定列挙されたものに限られるが、他方で、実体法上の請求権については、たとえば不法行為に基づく損害賠償請求であれば、不法行為と因果関係のある損害であるとされる全ての費用を含む⁵⁾。本判決は、「費用法 2 条各号に掲げられた費目のものを損害として主張することは許されない」旨を判示したもので、実体法上の請求権のうち、形式的費用に該当するものを不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において別途請求することができないことを明らかにしたといえ、それ以外の部分の別途請求については、明示していないものの、可能性が残されていると解することができる。

この点、本判決が、執行費用については民訴費用法 2 条で列挙されたもののほかに請求することができる費用は存在しないという理解の下で、執行費用に対象を限って別途請求を不可とした、という理解も可能であろうが、判示内容が訴訟費用と執行費用に共通するものであり、本判決が両者を区別しているとも考えられず、したがって、民訴費用法 2 条に掲げられていない費用についての取扱い、上記のようになるとと思われる。

四 費用限定列挙の趣旨

前述の通り、訴訟費用・執行費用として費用確定手続を経て請求することができるのは、民事訴訟費用法 2 条に掲げられた費用のみであるとされるが、このような限定列挙がされる趣旨は何か⁶⁾。まず、①当事者の予測可能性に関するものである。すなわち、民事訴訟等に関して生じた費用一切を敗訴当事者、または執行債務者に負担させると、民事訴訟制度等の利用に予想外の危険を伴うこと

になり、その利用を躊躇させる結果となりうる。次に、②司法機関による費用確定を容易にすることである。すなわち、司法機関が費用の裁判をする際には、これを慎重に判断しなければならないような事態は避けるべきであり、この点で、民事訴訟等の費用は、基本となる手続の過程において、その発生及び具体的な必要性が自ずから明らかになるようなものであり、その額も記録に基づいて簡易に算定できるものでなければならない。さらに、③当事者間の公平が問題となる。支出された費用について、それが専ら一方当事者の利益に属する事情によるにすぎないものについて、相手方の負担とするのは当事者の公平に反する。本判決は、概ねこれらについて言及した上で、「適正な司法制度の維持と公平かつ円滑なその利用という公益目的」が趣旨であると判断する。

五 費用確定手続の意義

執行費用請求権者が手続法上の償還請求権を有する費用を限定する趣旨とは別に、民事執行法等が同時取立てを認め、また費用額確定処分等により当該費用を簡易迅速に取り立てうるものとして、いること自体は、専ら当事者の便宜という利益のためであろう。そうすると、費用額確定処分等の手続によらず別途請求することが当事者の意思においてなされる場合には、果たして上記「公益」を害するかが問われる。執行費用に関しては、同時取立てできない費用については、さらに費用額確定手続・強制執行手続によることになるが、本件のように不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起している場合に、その損害賠償請求に含めて請求することが当事者にとって簡便である場合には、費用額確定手続と別途請求の途を認める余地があるのではないか⁷⁾。というのも、上記公益は、訴訟費用として償還される費用の範囲に関する問題であり、その実現のための手続の選択の問題ではないからである。執行費用については、特に、同時取立てが認められるほどに費用の範囲が一義的かつ容易に確定されうるものであり、いかなる手続を経てこれが実現されるかには上記公益に関する差異は生じないと考えられる。

訴訟費用、あるいは執行費用で、形式的費用に含まれないものの処理については、残された問題

であるが、本判決が上記の実体法上の費用償還請求権自体を否定するものであるならば、その影響は大きいと考えられる。

●—注

- 1) 細野長良『民事訴訟法要義（第5巻）』（巖松堂書店、1937年）、三谷忠之「判批（上記東京高判平6・2・28）」判評432号246頁、鈴木忠一「訴訟費用の裁判」『民事訴訟法講座（第3巻）』（有斐閣、1958年）937頁。別途請求することができる範囲は、民訴費用法が認める範囲に限られないとする。
- 2) 金子宏直『民事訴訟費用の負担原則』（勁草書房、1998年）258頁は、訴訟費用に関する訴訟が無限に繰り返されることを防止することに焦点を当て、これが訴訟経済の内容とする。秋山幹夫ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ（第2版）』（日本評論社、2006年）15頁。訴訟費用償還請求権の対象とならない訴訟追行のための費用や損害については、不法行為に基づく損害賠償請求の可能性を指摘する。
- 3) 金子・前掲注2）239頁。
- 4) したがって、別途請求ができるとする場合には、請求権競合の問題が生じる。金子・前掲注2）248頁。
- 5) 催告費用、訴えの提起に至らずに終わった証拠保全の費用など。兼子一原著『条解民事訴訟法（第2版）』（弘文堂、2011年）308頁〔新堂幸司＝高橋宏志＝高田裕成〕。一定の弁護士費用を不法行為と相当因果関係のある損害とする判例があり、実務上取扱いが確立している（最判昭44・2・27民集23巻2号441頁、最判昭58・9・6民集37巻7号901頁）。
- 6) 内田恒久ほか『民事・刑事訴訟費用等に関する法律の解説』（法曹会、1974年）41頁以下。民事訴訟法が形式的費用を列挙する際に考慮された事項を挙げている。
- 7) ただし、本判決における事案に関しては、原審判決によれば、Xはすでに執行費用について費用確定処分を経て債務名義を有している。このように、費用確定処分を利用した当事者については、ここでの「当事者の便宜」が認められない場合であり、結論としてXの不法行為請求を認めなかった本判決は妥当といえる。